

様ご家族様

短期入所生活介護（ショートステイ）

重要事項説明書

令和7年7月1日現在

社会福祉法人 真栄会
ショートステイ 椋の木
埼玉県上尾市大字平塚 322 番地
電話 048-856-9901

短期入所生活介護 ショートステイ棕の木 重要事項説明書
(令和7年7月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-856-9901 (9時~18時まで)
担当 生活相談員

*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 概要

(1) サービスの提供場所

施設名称	社会福祉法人 真栄会 ショートステイ棕の木
所在地	埼玉県上尾市大字平塚 322 番地
介護保険指定番号	併設型短期入所生活介護 (埼玉県 第 1171602335 号)
管理者氏名	施設長 西浦 千恵子
電話番号	048-856-9901
FAX番号	048-856-9904

(2) 職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	従業員・施設の管理	1		1名
医師	健康管理及び療養上の指導		1	1名
生活相談員	生活相談及び指導	2		2名
介護支援専門員	ケアプラン作成等	1	1	2名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養指導等	1		1名
機能訓練指導員	機能訓練・マッサージ等	1	1	2名
事務職員	経理・事務処理		2	2名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック、保健衛生管理、看護・介護業務	1	5	6名
介護職員	介護業務全般	50	30	80名
甲種防火管理者	消防設備等の管理、火災に備えて訓練	1		1名

3 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の介護認定に係る意見書をご提出いただきます。

4 サービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画

〈介護計画の作成〉 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

(2) 食事

食事時間	朝食	8:00～
	昼食	12:00～
	夕食	18:00～

(3) 入浴

最低、週2回入浴可能です。特別浴の場合もあります。また、発熱等症状に応じ、入浴を控えて清拭となる場合があります。

(4) 介護

食事等の介助、入浴介助、排泄介助（おむつ交換含む）、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位変換、シーツ交換、相談等の精神的ケア、日常生活の世話

(5) 健康管理

身体の状態により診察を行います。

(6) 理容・美容

理容・美容師の出張によるサービスを実施しております。

(7) レクリエーション等

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合は、実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合
- ④ その他

ア 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または、利用者や家族などが当施設や当施設職員に対して、本契約を継

続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス利用契約を終了させていただきます場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

イ やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、サービス利用契約を終了させていただきます場合がございます。この場合、30日前までに文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。

事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間は、9時～18時です。それ以外についてはご相談ください。

② 外出、外泊

ご家族の付き添いによる外出、外泊は自由にできます。「外出・外泊届」を提出してください。尚、外出、外泊に伴う車等の移送は施設では対応できません。

③ 喫煙、飲酒

館内及び敷地内においての喫煙、飲酒はご遠慮いただきます。(タバコ、ライター、お酒は持ち込むことが出来ません。)

④ 貴重品・荷物等

多額の現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません(ただし、在宅酸素機器は除く)。

⑤ 医療機関への受診

他の医療機関を受診する場合は、医療機関の確保・移送・手続き及び付添いはご家族でお願いいたします。

⑥ 宗教・政治活動

施設内で、他の利用者に対する宗教活動および、政治活動はご遠慮下さい。

⑦ ペット

面会等でお連れになったペットについては、決められた場所で他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。

(3) その他

① 感染症や事故防止等の安全管理体制について

施設における感染症対策及び事故防止につきましては、別に定めるマニュアル・指針に基づき対応させていただきます。

② 賠償責任等の対応について

当施設において、施設の責任により利用者に損害が発生した場合、また利用者に対する指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、施設の故意・過失によらない場合は対応できません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業所は賠償責任を免れます。

ア 利用者が、契約締結時にその心身の状況、病歴等及びサービス実施のため必要な事項に関する聴取について故意にこれを告げず、

又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生したとき

イ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生したとき

ウ 利用者が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生したとき

7 利用料金（6級地のため、1単位が10,33円）

（1）ユニット型短期入所生活介護費

介護認定	単位数 ※1	1日の報酬額 (円) ※2	1日の 自己負担額 (1割)	1日の 自己負担額 (2割)	1日の 自己負担額 (3割)
要介護1	704	7,272円	728円	1,455円	2,182円
要介護2	772	7,974円	798円	1,595円	2,393円
要介護3	847	8,749円	875円	1,750円	2,625円
要介護4	918	9,482円	949円	1,897円	2,845円
要介護5	987	10,195円	1,020円	2,039円	3,059円
61日以上 要介護1	670	6,921円	693円	1,385円	2,077円
61日以上 要介護2	740	7,644円	765円	1,529円	2,294円
61日以上 要介護3	815	8,418円	842円	1,684円	2,526円
61日以上 要介護4	886	9,152円	916円	1,831円	2,746円
61日以上 要介護5	955	9,865円	987円	1,973円	2,960円

※1 上記利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これらの基本料金も自動的に改定されます。

※2 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、越えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 加算料金等

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます

区 分	1日の単 位	1日の自己負担 額の目安(1割)	1日の自己負担 額の目安(2割)	1日の自己負担 額の目安(3割)
若年性認知症利用者受入 加算	120	124円	248円	372円
送迎加算(片道につき)	184	190円	380円	570円
療養食加算(1食あたり)	8	9円	17円	25円
長期利用者提供減算	-30	-31円	-62円	-93円
口腔連携強化加算(月1回)	50	52円	104円	155円
緊急短期入所受入加算 (7日間)	90	93円	186円	279円
サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	18	19円	37円	56円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	19円	37円	56円
機能訓練体制加算	12	13円	25円	37円
個別機能訓練加算	56	58円	116円	174円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定費用の13.6%×負担割合			

上記利用料については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

※ 高額介護サービス費の支給

1か月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じて上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

(3) 所定料金

① 食費

1日あたり 1,600円

※食費については、所得に応じた下記減免措置の制度があります。

② 滞在費

1日あたり 2,500円

※ 滞在費については、所得に応じた減免措置の制度があります。

(参考)

段階	対象者	居住費	食費	
第1段階	生活保護受給者	880円	300円	
第2段階	老齢福祉年金受給者			
第2段階	住民税世帯非課税	合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下	600円	
第3段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下	1,370円	1,000円
		合計所得金額と年金収入の合計が120万円超	1,370円	1,300円

③ その他日常生活費について

個人で必要な物につきましては、利用者の自己負担となっておりますのでご了承ください。

サービス項目	内 訳	料 金
教養娯楽費	新聞・クラブ活動準備他	100円/日

④ 個別サービス利用料金

サービス項目	サービス内容	料 金
理美容サービス	カット	実費
レクリエーション・行事(食事)	花見・夏祭り・敬老会・新年会他	実費
電気製品 個別使用料	電気毛布 (個人で使用するもの)	1,000円/月
	電気あんか (個人で使用するもの)	500円/月
	その他の電気製品 (1製品につき) 加湿器、空気清浄機、パソコン ステレオ テレビなど	300円/月
送迎に要する費用	通常の送迎の実施地域を超える送迎	250円/片道

※ その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を

頂きます。

(4) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末日にお支払いとなります。お支払い方法は、口座振替のみとさせていただきます。引き落とし手数料110円を利用料と合わせてご負担していただきます。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9 事故発生の防止及び発生時の対応

利用者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、事故の発生状況と事故に際して採った処置について記録いたします。

10 非常災害対策

災害時、利用者の生命の安全確保を最優先にして対応するため、当法人の「消防計画」に基づき実施します。

11 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	有 無

1.2 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員

電話 048-856-9901

第三者委員 金澤 正俊

電話 090-3904-5814

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

① 上尾市役所（上尾市本町3-1-1）

担当 高齢介護課

電話 代表 048-775-6473

② 埼玉県国民健康保険団体連合会（介護福祉課）

（埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704国保会館）

電話 代表 048-824-2568

1.3 当事業所の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 真栄会

代表者役職・氏名

理事長 高橋 弘充

所在地・電話番号

埼玉県上尾市大字平塚322番地

048-856-9901

定款の目的に定めた事業

短期入所生活介護 ショートステイ 椋の木

令和 年 月 日

短期入所生活介護をご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県上尾市大字平塚 322 番地

名称 社会福祉法人 真栄会

理事長 高橋 弘充

説明者 職種 生活相談員

氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人又は身元引受人（第一順位）

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人又は身元引受人（第二順位）

住所 _____

氏名 _____ 印